## (法第10条第1項第2号イ関係様式例) 役員名 簿 親族規定に違反していないか確認 しましょう。(注)【役員の親族条件】 を参照。 役職名

・報酬「有」と記載の場合、その数 が役員総数の3分の1以下になって いなければなりません。

・報酬「有」と記載の場合、活動計 算書(予算)にも「役員報酬」の記 載があることになります。

特定非営利活動法人

いて記載す

 $\mathcal{L}$ 住所又は居所 州の有無 太郎 佐賀市城内○丁目○番○号 理事長 佐賀 無 唐津 花子 唐津市栄町○番○号 副理事長 無 理事 小城 次郎 小城市小城町○○番地 無 監事 鳥栖 秋子 鳥栖市弥生が丘○○番地 無 報酬を受け それぞれの理事 定款の附則に記 氏名、住所は**住民票のと** る人がわか について役職名

を記載します。

載されている設 立当初の役員と 一致させます。

おり正しく記載します。 旧字体、独特の字体が住 民票にはありますので よく確認してください。

るよう「有」 「無」で記載 します。

「氏名」、「住所

「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書 面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

の有も

- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員 には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3分の1以 下でなければならない(法第2条第2項第1号口)。

## (注)【役員の親族条件】

役員には三親等以内の親族が加わる場合の人数制限があります。当該役員とその三親等以内の親族 で、3分の1を超えることはできませんので、理事・監事の総数が6名で、それぞれの役員の配偶者 又は三親等以内の親族が1人まで入ることができます。それ以下の役員数では親族は役員にはなる